

事務局資料 「内部統制を巡る動向」

2022年9月29日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

内部統制の実効性向上に向けた検討

内部統制報告制度の導入

- 我が国の内部統制報告制度は、財務報告の信頼性を確保するため、米国の企業改革法（サーベンス・オクスリー法）やCOSOの内部統制フレームワークを参考に、金融商品取引法の改正により2008年に導入された。

内部統制を巡る 環境変化と新たな課題

- 制度導入以来十数年が経過し、これまで企業の経営管理・ガバナンスの向上に一定の効果はあったものの、近年、実効性に懸念があるとの指摘がある。
- また、国際的な内部統制・リスクマネジメントの議論も進展している。
- これらを踏まえて、有識者等から様々な提言がなされている。会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）や今事務年度の金融行政方針においては、内部統制の整備・運用状況について分析を行った上で、国際的な内部統制・リスクマネジメントの議論の進展も踏まえながら、内部統制の実効性向上に向けた議論を進めるべき、とされている。

内部統制の実効性 向上に向けた検討

- 内部統制の実効性向上に向けて、企業会計審議会総会におけるご議論を踏まえ、基準・実施基準等の改正を含めて、企業会計審議会内部統制部会で審議を行う。

内部統制報告制度導入の背景・経緯(2006年)

ディスクロージャーをめぐる不適切事例

→ 財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかと懸念



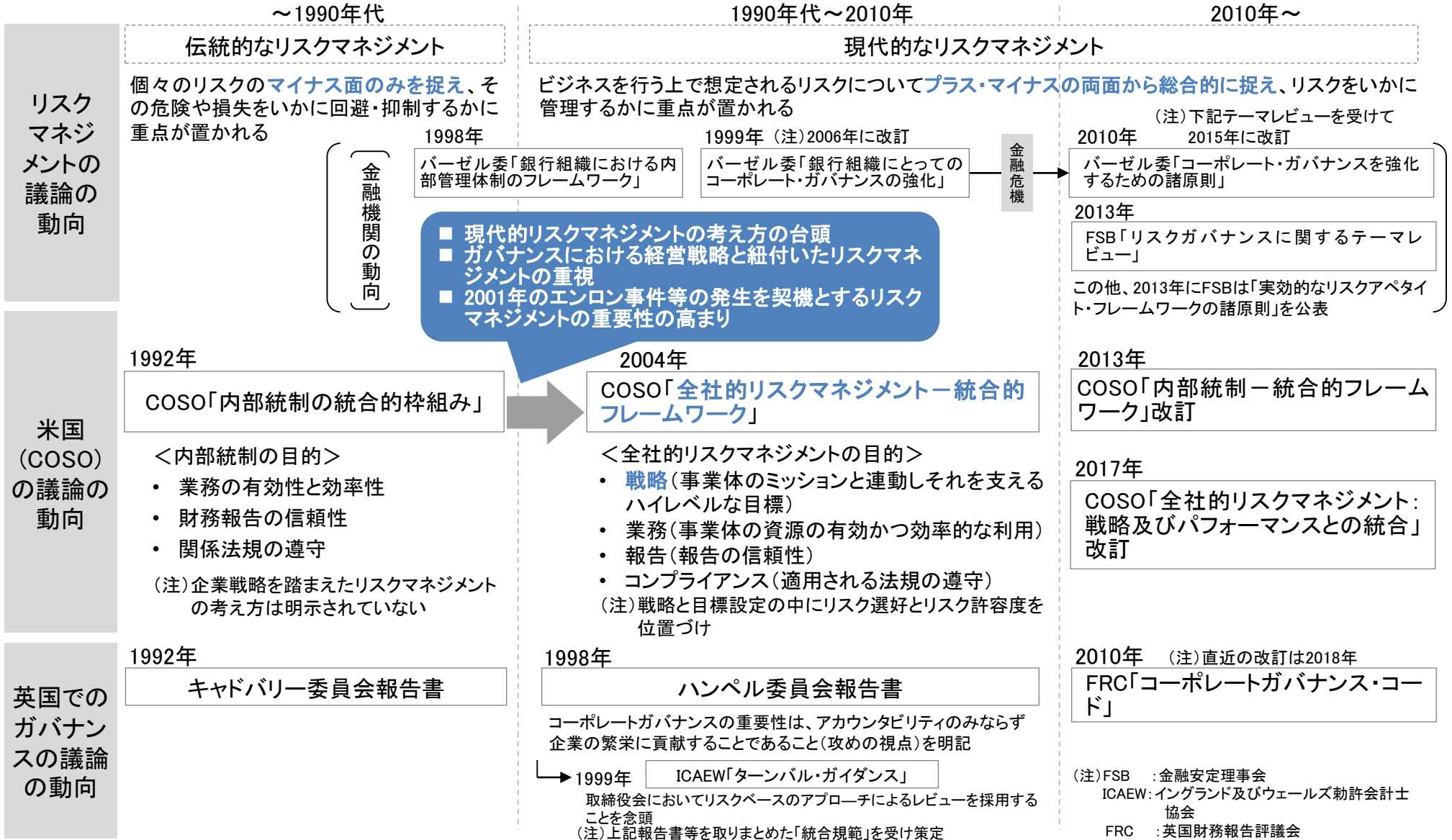
内部統制の整備の必要性

- ・ 米国では、2002年、企業改革法(サーベンス・オクスリー法)により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け
- ・ 我が国では、2004年3月期から(有価証券報告書等の適正性に係る)経営者確認制度を任意で導入

- **金融商品取引法(2006年6月7日成立)** : 2008年4月1日以後開始する事業年度から適用
 - 上場会社等を対象に財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」を義務付け(内部統制報告制度)
 - 併せて、有価証券報告書等の適正性について、経営者の確認を義務付け(確認書制度)

- 企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について」(2007年2月15日)
 - 内部統制の評価及び監査に係る基準並びにより詳細な実務上の指針(実施基準)の公表
- 政令・内閣府令の公布 (2007年8月)、事務ガイドライン・Q&Aの公表(2007年10月)
- 日本公認会計士協会 内部統制監査の実務指針の公表(2007年10月)

内部統制・リスクマネジメントに関するこれまでの議論



■ 現代的リスクマネジメントの考え方の台頭
 ■ ガバナンスにおける経営戦略と紐付いたリスクマネジメントの重視
 ■ 2001年のエンロン事件等の発生を契機とするリスクマネジメントの重要性の高まり

(出所)鳥羽至英ほか訳『内部統制の統合的枠組み 理論篇』(1996年)、八田進二ほか共訳『英国のコーポレート・ガバナンス』(2000年)、野村亜紀子「内部統制から事業リスク管理へ」(2003年)、新田敬祐「リスクマネジメントの新潮流」(2004年)、八田進二監訳『全社的リスクマネジメント フレームワーク篇』(2006年)、杉野文俊「企業リスクマネジメントの史的展開に関する一考察」(2009年)、八田進二ほか監訳『COSO内部統制の統合的フレームワーク フレームワーク篇』(2014年)、八田進二ほか監訳『COSO全社的リスクマネジメント』(2018年)等を参考に金融庁作成。

海外主要諸国における内部統制報告制度の状況

- 米国でSox法が制定された後、韓・日・加・中等で、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する制度が導入された。
- 欧州は、財務報告に係る内部統制報告制度という特定の制度ではなく、ガバナンスコード等で内部統制全般を規律する傾向。

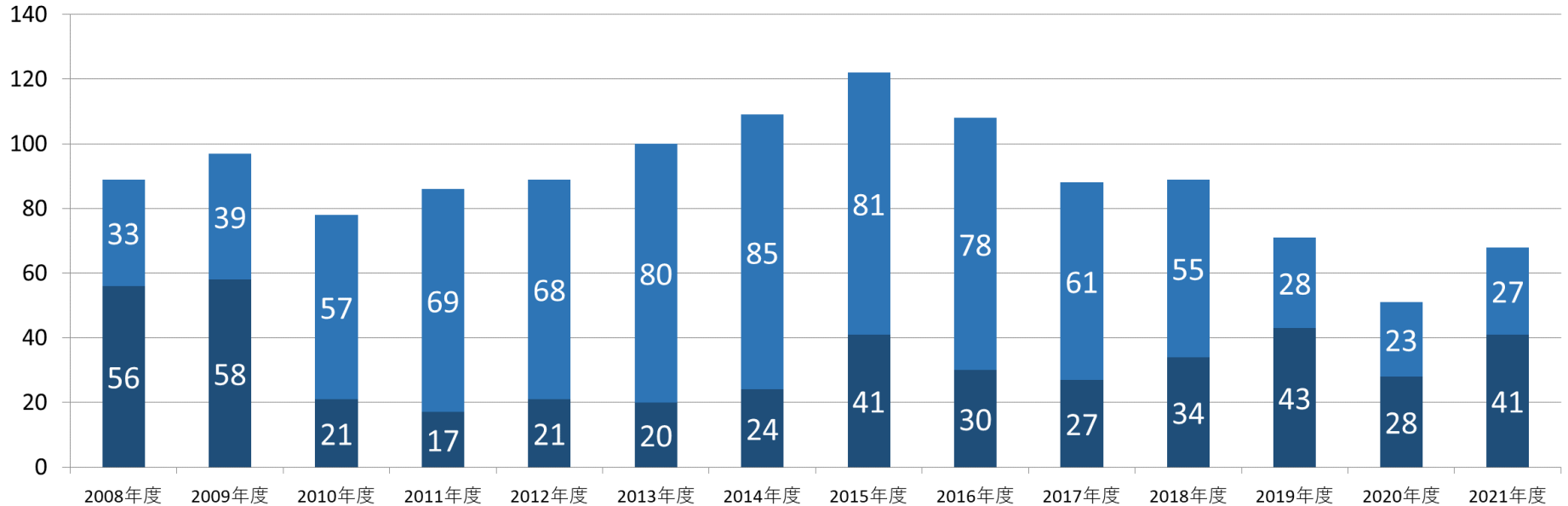
	米国	韓国	カナダ	中国	日本
法令名略称	企業改革法 (<u>Sox法</u>)	株式会社の外部監査に関する法律 (<u>K-Sox</u>)	CSA通達52-109 (<u>Sox-North</u>)	企業内部統制基本規範 (<u>C-Sox</u>)	金融商品取引法 (<u>J-Sox</u>)
適用開始時期	2004年11月15日以降終了する事業年度から適用	2004年に制定。2006年以降、事業規模等に応じて段階適用(注)	2008年12月15日から適用	2011年1月から適用	2008年4月以降開始の事業年度から適用
主な特徴	・ 小規模の上場企業について外部監査を免除。2020年、免除の対象を拡大	・ 2018年の法改正により、外部監査人の「レビュー」が「監査」に引き上げられた	・ 外部監査人の監査・レビューは不要とされている	-	-

(注) 上場企業においては、大企業は2006年1月1日以降終了する事業年度、中小企業は2007年1月1日以降終了する事業年度を適用開始時期とした。

内部統制報告書提出状況の推移

- 内部統制に「開示すべき重要な不備」が存在すると開示したケースは、引き続き一定数がみられる。
- 内部統制に「開示すべき重要な不備」が存在すると開示したケースのうち、事後的に内部統制報告書を訂正して開示したケースが大きな割合を占める年度が見受けられる。

- 訂正報告書の提出により、「有効」から「有効でない」とした者数（～2022年6月提出分）（注）
- 開示すべき重要な不備があり、内部統制は「有効でない」とした者数



	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
内部統制報告書提出者数	2,670	3,746	3,667	3,589	3,568	3,549	3,583	3,633	3,647	3,695	3,723	3,616	3,796	3,850
①内部統制は「有効」であるとした者数	2,605	3,682	3,639	3,565	3,544	3,528	3,559	3,590	3,616	3,666	3,689	3,573	3,768	3,809
②開示すべき重要な不備があり、内部統制は「有効でない」とした者数	56	58	21	17	21	20	24	41	30	27	34	43	28	41
③内部統制の評価結果を表明できないとした者数	9	6	7	7	3	1	0	2	1	2	0	0	0	0
訂正報告書の提出により、「有効」から「有効でない」とした者数（～2022年6月提出分）	33	39	57	69	68	80	85	81	78	61	55	28	23	27

（出所）2022年6月30日までに、EDINETに提出された報告書等に基づき、内部統制の評価対象期間（当該年度に終了する会計期間）をベースに集計。

（注）今後、追加での訂正内部統制報告書の提出により、当該者数が増加する可能性がある。